

意見書

平成 21 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(以下、「接続約款変更案」という。)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

総論

第一種指定電気通信設備である NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)において、利用者、事業者が共に IPv6 への円滑な移行を行うためには、その接続において、公正な競争条件が確保された上で、低廉な料金で提供されることが重要と考えます。

特にネイティブ接続において、事業者が当面 3 社に制限されていることは、そもそも公正競争上の問題があります。

加えて、ネイティブ接続を行う接続事業者(以下、「ネイティブ接続事業者」という。)として NTT 東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社(以下、「NTT グループ会社」という。)が接続を行う場合は、公正競争上の問題が非常に大きくなるため、接続約款変更案の認可条件として、NTT グループ会社がネイティブ接続事業者として接続を行うことが出来ない旨を明記すべきと考えます。

1. 第 3 条(トンネル方式)について

トンネル方式において IPv6 用 NAT(Network Address Translation)方式をアダプタにて接続することとしていますが、IPv6 の NAT 方式は国際標準化されておらず、国際標準が規定された場合にアダプタの変更やソフトウェアの更改が必要となるおそれがあるため、NTT 東西殿は国際標準が規定された場合の対応について、事業者に事前に説明すべきと考えます。

2. 第 3 条(ネイティブ方式)について

ネイティブ方式において、NTT 東西殿それぞれで 1 箇所のみでしか相互接続点が設定されていない理由について、NTT 東西殿から説明がされていないため、事業者がその理由を理解できるよう、NTT 東西殿は、その根拠を提示すべきと考えます。なお、相互接続点の追加について、事業者の要望があった場合は、NTT 東西殿は協議に応じるべきと考えます。

3. 第 22 条(接続申込みの承諾)について

- (1) ネイティブ方式による接続について、ネイティブ接続事業者が 3 社に制限されることの根拠として「中継ルータの処理能力に制限があり、ひかり電話等の QoS サービスにおける故障発生時の品質劣化を回避するために、接続事業者は、当面最大 3 社とすることが必要」と申請概要において示されていますが、この点に関して事業者側で理解できるような明確な技術的根拠が開示されていません。本来、NTT 東西殿は接続義務があることから、本申請のように接続を制限する場合、事業

者が制限理由を理解できるよう、NTT 東西殿は具体的かつ明確な根拠を開示すべきと考えます。

- (2) ネイティブ方式により NTT-NGN に直接接続可能な事業者は「当面最大 3 社」とされていますが、「4 社以上のネイティブ方式による接続要望がある場合、本方式実施後何年以内に追加接続を実現する」等の具体的な規定を接続約款変更案に追記すべきと考えます。

4. 第 45 条(当社が行う協定の解除)及び第 60 条(接続の停止)について

本来あってはならないことですが、万が一ネイティブ接続事業者の協定解除または接続停止が実施された場合、当該ネイティブ接続事業者に接続している接続事業者(以下、「他事業者」という。)のサービス及びそのユーザのインターネット接続等の通信も廃止または停止されることとなります。従って、接続約款変更案に他事業者の継続的サービス及びユーザ通信の安定的な確保を目的とした規定(移行猶予期間や代替接続等)を明確に設けるべきと考えます。

5. 料金表(第 2 網改造料)について

- (1) トンネル方式は、既に IPv4 で NTT-NGN と相互接続している接続事業者であっても、IPv6 用網終端装置、IPv6 用集約装置への接続料金が追加で必要となることから、接続事業者に多くの負担を強いる事となります。従って、NTT 東西殿は、既存の IPv4 装置を活用し、IPv6 の通信にも共用できるようにすることで、接続事業者、ひいてはエンドユーザの負担を軽減可能とすべきと考えます。
- (2) ネイティブ方式は、ネイティブ接続事業者において多額の構築、運用費用がかかり、またネイティブ接続に係る網改造料の負担が大きいことが課題であるため、NTT 東西殿においては、同機能であればより低廉な機器を使用する等、NTT-NGN 網を効率的に構築・維持することで、更なる低廉化を行うべきと考えます。
- (3) ネイティブ方式における NTT 東西殿とネイティブ接続事業者で共用する設備の費用按分に係る NTT 東西殿の網内折り返し機能のユーザ数が開示されておらず、また、ネイティブ接続事業者の負担となる費用詳細が未開示であることから、事業者にて実際に負担すべき費用を検証することが出来ません。従って、NTT 東西殿は事業者に対し、具体的かつ明確な資料やデータを早急に提示すべきと考えます。
- (4) トンネル方式及びネイティブ方式の双方について、事業者がソフトウェア開発又は設備建設工事の着手後に申込を取り消した場合は、それまでに NTT 東西殿が要した費用は接続申込を行った事業者が負担することとなっています。このような場合、当該負担額分を接続料算定に係る費用に含めることは、適切ではありません。従って、NTT 東西殿は、当該負担額を開示するとともに、接続約款変更案において、当該負担額分について接続料算定に係る費用から除外することを明確に規定すべきと考えます。

6. 附則(ネイティブ接続に係る接続申込みの承諾についての特則)について

- (1) ネイティブ方式において、ネイティブ接続事業者として NTT グループ会社がサービス提供を行うことは、以下のとおり、公正競争上の問題が非常に大きく、認められるべきではないことから、接続約款変更案の認可条件として、NTT グループ会社がネイティブ接続事業者として接続を行うことが出来ない旨を明記すべきと考えます。

まず、NTT 東西殿の 100%子会社がネイティブ接続事業者としてサービス提供を行うことについては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成 17 年 11 月 1 日 公正取引委員会)において、「親会社が株式の 100%を所有している子会社の場合には、通常、親子会社間の取引は実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められ」と示されていることから、NTT 東西殿自身がエンドユーザに対しインターネット接続機能を提供することと同義であり、NTT 再編の趣旨に明らかに反し、ISP 市場は公正競争環境が確保できなくなることから、到底認められるものではありません。

また、上記以外の NTT グループ会社がネイティブ接続事業者としてサービス提供を行うことについても、ISP 市場において最も大きなシェアを持つ NTT グループ会社の存在や日本電信電話株式会社殿を基軸としたグループの一体的な経営戦略、その他ブランド力等による NTT グループの市場支配力が与える影響を総合的に勘案すると、公正競争上の問題が大きく、認められるべきではありません。

- (2) ネイティブ接続事業者の選定に係る「申込みを受け付けた他事業者の「インターネット接続サービスの契約数」及びその合計数」の算定においては、他事業者が複数のネイティブ接続事業者(候補)へ申込を行うことが可能であり、当該他事業者の「インターネット接続サービス契約数」を複数のネイティブ接続事業者(候補)が申告できるようになっています。このことにより、「インターネット接続サービス契約数」を圧倒的多数保有する NTT グループ会社が、ネイティブ接続事業者として申請した NTT グループ会社 3 社に対し接続申込みを行った場合、この 3 社が全て選定され、結果としてネイティブ接続事業者の選定 3 社枠を NTT グループ会社に独占されるおそれがあり、公正競争上望ましくありません。

従って、ネイティブ接続事業者の選定枠のうち複数、同一グループの会社により占めることを明確に禁止する規定を接続約款変更案において、明記すべきです。

- (3) ネイティブ接続事業者の選定は NTT 東西殿により行われることになっていますが、選定結果の外部検証性が担保されておらず、透明性に問題があります。従って、選定については利害関係のない第三者等により行うべきと考えます。

以上